

大谷日生子供会規約

第1条 私たちの子供会は「大谷日生子供会」（以下「子供会」という。）と称し、事務所を役員（会長）宅に置きます。

第2条 子供会は活動を通して異年齢の子供たちと触れ合いを持ち、各種行事を行うことにより、地域の子供同士、保護者同士の連携を深めることを目的とします。

第3条 子供会は、大谷日生団地内に住んでいる小学生以下の子供たちと、その保護者でつくり活動します。

第4条 子供会の活動への参加は任意とし、それぞれの保護者が責任を持って活動するものとします。

第5条 子供会は、保護者の役員（会長・総務）を2名置き、任期は1年とします。

第6条 子供会の新年度の役員は、保護者間で話し合いを持って選任・承認し、大谷第四自治会長へ報告をします。

第7条 子供会役員は、次の事項に務めます。

1. 新年度の子供会名簿作成
2. 活動内容の年間計画と進行
3. 活動に伴う予算配分と収支内訳の事務
4. 活動に伴う意見や相談の処理

第8条 子供会の運営費は、大谷第四自治会子供会予算をもって充てます。

第9条 子供会の会計年度は4月1日に始まり、翌3月31日に終わりとなります。

本規約は平成 27 年 1 月から施行します。